

○国土交通省令第九十八号

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

（船舶法施行細則の一部改正）

第一条 船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中「㉓」及び備考8を削る。
第五号書式中「㉔」及び備考11を削る。
第八号書式及び第九号書式中「㉕」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

（鉄道抵当法施行規則の一部改正）

第二条 鉄道抵当法施行規則（明治三十八年通信省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。
第二条第一項及び第四条中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。
第五条中「署名捺印スベシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。
第十条中「署名捺印シ且毎葉ノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。
第十一条第一項中「署名捺印スベシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。
第十二条中「記載シ抵当権者及会社ノ代表取締役又ハ代表執行役之ニ署名捺印スベシ」を「記載スベシ」に改め、同条第二号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。
第十三条ノ二第一項中「署名捺印スベシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に改める。
第十八条中「署名捺印シ」を「氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。
第二十八条中「署名捺印スベシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に、同条第一号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。
第二十八条の二を削る。

（船用品検査試験規則の一部改正）

第三条 船用品検査試験規則（大正九年通信省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第四号書式及び第五号書式中「㉞」を削る。
（軌道法施行規則の一部改正）

第四条 軌道法施行規則（大正十二年内務省令）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「連署ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改め、同条第二項中「連署ノ上」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十六条中「連署（新設分割ノ場合ニ於テハ署名）ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改める。

(貨物利用運送事業法施行規則の一部改正)
第九十二条 貨物利用運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。
第二十七条第一項中「記載し、かつ、連署(新設分割の場合にあっては、署名)した」を「記載した」に改める。

(貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正)

第九十三条 貨物自動車運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項及び第十七条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第十八条第一項中「記載し、かつ当事者が連署(新設分割の場合にあっては、署名)した」を「記載した」に改める。

第九十四条 船舶安全法施行規則の一部を改正する省令(平成三年運輸省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。

(地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令の一部改正)

第九十五条 地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令(平成四年建設省令第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第九十六条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(被災市街地復興特別措置法施行規則の一部改正)

第九十七条 被災市街地復興特別措置法施行規則(平成七年建設省令第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「四」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第二中「四」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第三中「四」を削る。

それぞれその法人の
すること。
載を自署で行う場合
と異なる割合を定め

その法人の
に改める。
る割合を定め

(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第九十八条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式第一面中
「報告者の氏名又は名称
及び法人にあっては、
その代表者の氏名
印」を「係員印」

第五号様式第一面中「申請者の氏名又は名称
印」を「申請者の氏名又は名称
印」を「係員印」に改め、注意2を削り、注意1を注意とする。

第十二号様式第一面及び第十三号様式第一面中
「申請者の氏名又は名称
及び法人にあっては、
その代表者の氏名
印」を「申請者の氏名
印」を「係員印」に改め、注意を削る。

又は名称
「報告者の氏名又は名称
及び法人にあっては、
その代表者の氏名
印」を「係員印」に改め、注意を削る。

第十七号様式第二面中
「申請者(管理者等)の氏名又は名称
及び法人にあっては、その代表者の氏名
印」を「申請者(管理者等)の氏名
印」及び「申請者(管理者等)の氏名又は名称
印」を「係員印」に改め、注意を削る。

第二十一号様式第一面中
「報告者の氏名又は名称
及び法人にあっては、
その代表者の氏名
印」を「係員印」に改め、注意を削る。

(航空法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第九十九条 航空法施行規則の一部を改正する省令(平成九年運輸省令第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」及び備考3を削る。

(航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令)

第一百条 航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令(平成九年運輸省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「四」及び注を削る。

第三号様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。

第四号様式中「四」及び注を削る。

それぞれその法人の
すること。
載を自署で行う場合
と異なる割合を定め

その法人の
に改める。
る割合を定め